

K C A A 京都オートオークション規約

第1章 総則

第1条 名称

京都オートオークション株式会社（以下K C A A 京都）とする。

第2条 目的

K C A A 京都はオークションを開催する事により売手、買手の中古車取引の仲介を行う事をもって中古車流通の促進及び業界発展の一助となる事を目的とする。

第3条 オークションの方法

K C A A 京都における出品、成約等のすべての取引はポス&コンピュータシステム方式によって処理されるものとし、参加者はこのシステムによるすべての結果を遵守しなければならない。

第4条 落札価格

落札価格はセリ最終価格とします。但し最低希望価格に達しない時は落札を認めない場合がある。

第5条 個人情報の保護

K C A A 京都はオークションの運営、管理に際して会員の個人情報並びに企業情報を取得する場合、本規約・運営規定で定めたK C A A 京都の実施に必要な範囲で利用する旨の利用目的を明示する。

第2章 会員登録

第1条 参加資格

下記の要領を満たし、K C A A 京都と会員登録を締結した者とする。

- ① 中古自動車取り扱い古物許可証、適格請求書発行事業者の登録番号を所持する中古車事業者である

事。

- ② 常設の営業所を有し現に営業活動を行っている事。
- ③ K C A A 京都の会員カード及び I D カード所有者である事。
- ④ K C A A 京都が認めた場合以外、代理人及び第三者の参加・入場はできない。

第 2 条 入会申請及び会員登録

- ① K C A A 京都事務局が要請する必要書類及び写真を提出する事。
- ② 原則として 2 名の連帯保証人を必要とする。
- ③ K C A A 京都は参加資格を有する者を入会基準により審査し、登録の可否を決定する。

第 3 条 会員カード

- ① K C A A 京都は所定の入会金を支払い、登録契約を締結した会員に会員カードを交付する。
- ② 会員は K C A A 京都に参加する場合、会員カード及び I D カードを携行し入場時に受付手続きを完了したカードのみ応札権限を有するものとする。
- ③ 会員カードの取り扱いに際し、発生したすべての結果責任をカード名義人が負う。
- ④ 会員カードを第三者に譲渡及び貸与する事を禁止する。
- ⑤ 会員資格が喪失した場合直ちに K C A A 京都に会員カードを返却しなければならない。

第 4 条 会員カードの紛失

会員カードを紛失した会員は K C A A 京都に対して、別途定める損害金を支払わなければなりません。
又これによって生じる一切の責任を負担しなければならない。

第 5 条 連帯保証人

連帯保証人はこの契約に基づき、会員が K C A A 京都に対して負担する債務を会員と連帯して履行する責任を負うものとする。

第6条 会員登録内容の変更

会員は既に提出済K C A A 京都参加申請書の内容に変更等が生じた場合、直ちに変更内容を届出なければならない。

第7条 会員登録の抹消

会員が任意に会員登録を解除し退会する場合はK C A A 京都に対する債務及びA A 運営上の義務を全て精算・履行し、退会手続きを行わなければならない。

第3章 会員の権利義務

第1条 会員の権利

- ① 会員はオークションに対し、車輛を出品し又落札する事ができる。
- ② 会員はK C A A 京都が会員に提供するサービスを利用する事ができる。

第2条 会員の義務

会員は本規約及びK C A A 京都が別に定めるオークション運用規定を遵守しなければならない。

第3条 会員権利の制限

K C A A 京都は各会員に対し取引条件及び取引額（与信額）の制限を設ける事ができる。

第4条 禁止行為

オークション参加者はオークションに於いて以下に定める行為を禁止する。

- ① 出品車輛をオークションによらず、売手・買手双方の談合によって取引する事。
- ② オークション開催中に調整室・後商談室・事務局に許可無く立ち入る事。
- ③ 悪質なクレーム申し立て、事務局の裁定に従わない事。

- ④ 会場内での放吟・暴言・暴行等の秩序を乱す行為及び品位を損なう行為。
- ⑤ 会員カードを第三者に譲渡及び貸与する事。

第5条 罰則

K C A A 京都は参加会員が第2章・第3章・第4章に違反した時は、当該会員に対して下記の罰則を課す事ができる。

- ① 退場
- ② 売買契約の解除
- ③ 入場停止
- ④ 除名（会員登録の解除）

第6条 会員資格の喪失（抹消）

会員が下記の項目に該当した時、K C A A 京都は会員資格を抹消できる。

- ① 会員が破産、和議、会社更生等の法的精算処理の申し立てを受けた、又は申し立てを行った時。
- ② 会員が銀行取引停止処分を受けた時。
- ③ 会員の連帯保証人がその地位を辞した時。
- ④ 会員が本規約を遵守せず違反行為を行った場合。
- ⑤ その他K C A A 京都の会員としてふさわしくない行為等により会員資格条件が喪失したとK C A A 京都が判断した場合。

第4章 出品

第1条 出品店の申告義務

会員はK C A A 京都へ車輛を出品する際、当該車輛の品質及び瑕疵等を誠実に申告しなければならない。

第2条 出品申請書（出品票）

会員はK C A A 京都へ車輛を出品する際、当該車輛の仕様を定められた様式に従い正確に記入しなければならない。虚偽記載や誤解を招く記載等については全て出品店の責任とする。

申告漏れ・誤記入（未記入）についても同様の責任を出品会員が負うものとする。

第3条 出品申込書の記入

- ① 出品店は出品申込書に前項第2条に定めた事項を含めて必要事項を漏れなく、かつ正確に記載しなければならない。尚、虚偽記入・誤記入・記入漏れ・紛らわしい記入があった場合は全て出品店の責任に帰するものとする。
- ② 出品店は出品車輛の走行距離数の記入に当たっては出品時の走行距離計に刻まれた距離数を記入する。
- ③ 出品店は走行距離計の交換若しくは改ざんが明白な場合、運用規定の定めるところにより出品申込書にその事を記載しなければならない。
- ④ 出品申込書に虚偽記入又は誤記入があった場合、K C A A 京都は事案の内容に応じて【ペナルティー制裁第1条②】の罰則を出品店に対し科する。
- ⑤ 出品店の止むを得ない都合によりK C A A 京都が出品申込書の代筆（原則、代筆は行わない）を行った場合、出品店は代筆済の出品申込書の内容を確認し誤りが発見された場合は訂正申告を行うものとする。尚、K C A A 京都は代筆については一切の責任を負わないものとする。

第4条 積込不可部品（書類等）

会員はK C A A 京都へ車輛を出品する際、盗難及び紛失により車輛価値が低下する恐れがある部品等（運用規定に記載の出品時積込不可部品）については出品車輛への積込不可とし、K C A A 京都は盗難

及び紛失に対し一切の賠償責任を負わない。

尚、積込不可部品については出品店申告義務に従い正確に出品申込書に記載しなければならない。

第5条 出品車輛品質評価基準（検査基準）

K C A A 京都は会員より出品された車輛を N A K 基準（全国統一検査基準）に基づき検査を行う。

第6条 出品車輛の評価

K C A A 京都は出品された車輛について検査員が検査し、その結果を A A 参加会員に公表する。

K C A A 京都の品質評価及びその結果の公表にかかわらず出品会員及び落札会員は A A セリ売買における出品車輛の品質評価を自己の責任において行うものとする。

これについて K C A A 京都及び検査員に対し一切の責任を問えないものとする。

（この品質評価は A A の参考資料を提供するものであり、K C A A 京都が当該車輛の品質評価をするものではない）

第7条 出品車輛条件

会員は K C A A 京都へ出品する際、以下の条件を満たす事を原則とする。

- ① 自走可能であり、バッテリー及び原動機・駆動関連にトラブルが無いこと。
- ② 車輛保安基準に適合し得るものであること。
- ③ 改造車輛の場合にはその改造について所轄官庁の改造許可済であること。
- ④ 車検付自動車の場合には自動車損害賠償保険が付されていること。
- ⑤ K C A A 京都が定める期間内に登録名義の移転又は新規登録等の手続きが可能なもの。
- ⑥ 出品会員が自ら走行距離計の改ざんを行った車輛でないこと。
- ⑦ 車検付車輛については前記⑤の条件を満たし尚且つ再発行手続き（差替え）が可能なもの。
- ⑧ 場内移動及び搬出が可能な燃料が充填されていること（燃料の残量が10ℓ以上）

但し、K C A A 京都が相当と判断した場合及び特別コーナーへの出品が可能と判断した場合はこの限

りではない。

第8条 出品車輛の搬入

会員はK C A A 京都へ出品車輛を搬入する際はK C A A 京都が定める期間内に出品車輛を搬入し当該車輛についての出品申込書を積込む事とする。

第9条 搬入期間・搬出期間

K C A A 京都への車輛の搬入及び搬出については運用規定に定めた期間とする。

但し定められた期間内に搬出されなかった車輛については、原則K C A A 京都への再出品（有料）又はペナルティーを課す。

第10条 保管義務

- ① K C A A 京都は本規約・運用規定で定める期間内で出品車輛及び落札車輛を善良な管理者の注意を持って保管する。
- ② K C A A 京都に出品された車輛（落札車輛含む）について自然災害（地震・台風・水害・雹害等）の事由によって車輛に損害が生じた場合、K C A A 京都は損害責任を負わないものとする。
- ③ K C A A 京都会場内に無断で放置又は搬出期限を過ぎた車輛及び再三の引き取り要請に応じない車輛についてK C A A 京都は一切の保管義務を負わないものとする。

第11条 放置車輛の処分

以下についてK C A A 京都は所定の手続きを行い、車輛を処分することができる。

- ① 長期間放置されている所有者不明の車輛
- ② 【出品第10条③】に該当する車輛

第5章 オークション売買

第1条 セリ売買成立（売買契約の成立）

セリはパソコンコンピュータによる自動競り上げ方式にて行い、セリ表示板の売切りランプ点灯後、最高値を応札した会員を落札会員とする。

尚、セリ成立（成約）は同表示板の決定ランプが店頭した時点をセリ売買成立（売買契約の成立）とする。

第2条 参加会員遵守ならびに会員確認事項

- ① 出品店はA A開催日当日、出品車輛の内容（出品番号・評価内容・調整価格等）の確認を行う。
- ② 出品店は自社出品のセリ順を確認し、出品車輛の10分前までに調整控室にて待機する。
- ③ 自社出品車輛セリ開始時に出品会員が不在の場合は出品申込書に記載されている調整室代行価格にてコンダクターはセリを実施する。尚、調整室代行価格が未記入の場合は出品申込書に記載されている希望価格にてセリを実施する。
- ④ 出品店が自社出品車輛セリ開始時に調整室不在で、尚且つ調整室代行価格及び希望価格が未記入の場合は流札扱いとする。
- ⑤ 出品店が調整室不在でセリを行う場合コンダクター調整権限を行使する。
- ⑥ 自社出品車輛について訂正事項が生じた場合、セリ開始30分前までに事務局にて必要な手続きを行うこと（訂正事項の届出時間・訂正事項の内容等によりK C A A京都の判断で流札扱いとする場合がある）
- ⑦ K C A A京都は会員に対して落札可能金額の限度額設定を行う事ができる。

第3条 流札車輛の商談

- ① 会員はセリ流札車輛の購入を希望する場合は所定の商談申込書に必要事項記入の上、商談を行うことができる。
- ② 複数会員より商談申込書が提出された場合は、最終応札会員を一定時間内（流札より10台）優先し、その後は受付順を商談権利順位とする。

- ③ 商談担当者は、商談権利順位の高い会員より出品店との商談価格交渉を行う。
- ④ 商談による成立（商談による売買契約の成立）時期は出品店と商談購入希望店が商談において合意に達した価格についてK C A A 京都が「商談成立」の確認をした時点とする。
 - 1. 商談落札希望会員が商談申込書に購入希望価格を記入し、受付手続きを行った時点で商談購入責任が発生します。
 - 2. いかなる理由においても出品店がその希望価格に合意し、K C A A 京都が「商談成立」を確認した時点で商談による売買契約が成立する。
 - 3. 商談申込書の「会員確認サイン」の有無で「商談成立」が決定されるものではない。
- ⑤ 商談により契約が成立した場合、K C A A 京都は商談落札会員より商談落札手数料を請求するものとする。
- ⑥ 商談により契約が成立した車輛の引渡し・代金決済・書類の交付ならびに登録名義の変更その他手続きについてはセリにより出品車輛が落札された場合と同一に取り扱う。
- ⑦ 商談にて落札した車輛はクレーム申し立ての範囲に大きな制限を受ける。
- ⑧ 商談受付時間は、原則としてセリ終了後1時間以内とする。

第4条 落札手続き

- ① 落札店はK C A A 京都が定める所定の手続きを完了した上でK C A A 京都より落札車輛を引き取る事ができる。
- ② 落札店がK C A A 京都の定める期間内に落札車輛を引き取らない場合、K C A A 京都は次回開催A Aへの再出品手続き（有料）を行う事ができる。

第5条 売買契約の解除

出品店及び落札店は売買契約成立後、一方的都合による売買契約の解除を下記の条件を満たす事により行う事ができる。（違約金・A A手数料は申し出会員の負担とする）

- 1. 売買契約の解除を申し出る事ができる期間はA A開催日当日セリ終了後1時間以内とする。

2. 売買契約の解除に必要な違約金は、出品料・成約料・落札料・ペナルティーの合計額とする。

第6条 売買契約成立後の強制解除

K C A A 京都は A A での売買契約（商談含む）成立後、出品会員と落札会員の関係ならびに売買契約成立金額等が著しく不自然な取引と判断した場合、この取引を強制解除することができる。

第6章 代金決済

第1条 落札店の代金決済

- ① 落札店は落札車輻代金・A A 手数料・リサイクル預託金、車検付車輻においては自動車税相当額・名義変更保証金を開催日を含めて7日以内（翌週火曜日5時）にK C A A 京都へ支払わなければならない。
- ② 落札店は落札車輻のクレームの有無に関わらず、前項の期間内に払い込み決済しなければならない。

第2条 書類の交付

- ① 出品店は成約日より10日以内に成約車輻の必要譲渡書類及び関係必要書類の一切をK C A A 京都に交付しなければならない。
 1. 譲渡書類は全国いずれの陸運支局でも登録可能な書類である事。
 2. 譲渡書類のうち、印鑑証明・委任状など必要書類の有効期限はA A 開催日の翌月末以上とする。
 3. 但し出品申込書に記載があり15日以上有効期限を有するものについては可とする。
 4. 譲渡書類一式については万一差替えが発生した場合、速やかに差替えが可能な書類である事。
 5. その他、詳細については別途定める運用規定によるものとします。
- ② K C A A 京都は【代金決済第1条】に従い落札代金の払い込みを受けた後、速やかに前項の譲渡書類一式を落札会員に交付する。
- ③ 落札店はK C A A 京都から前項の車検付落札車輻の譲渡書類の交付を受けた時は、運用規定に定められた期
間内に落札車輻の登録名義の移転手続きを完了するものとする。

第3条 出品成約店への代金立替払い

K C A A 京都は成約車輛の必要譲渡書類を提出した出品成約店に対し最長5日以内に落札会員に代わって落札代金を立替払いする。

尚、年末、年始、GW、お盆休み等の長期休暇時はあらかじめ事前に明示した期間を適応する。

第4条 現金会員の搬出規制

K C A A 京都が定める現金会員（入会年月日が直近である又売買実績が少ない等の理由による会員）が落札車輛を搬出する場合、落札代金の決済をK C A A 京都が定める期間内に完了し落札車輛の搬出を行わなければならない。

第5条 落札車輛の所有権

- ① 落札車輛の所有権は落札店が落札代金をK C A A 京都に払い込んだ時に出品店から落札店に移転する。
- ② 落札店がK C A A 京都の定める期間内に落札代金をK C A A 京都に払い込まなかった場合【代金決済第3条】をしたK C A A 京都は出品店に通知して落札車輛の所有権を取得できる。

この場合落札店はK C A A 京都が落札車輛を他に処分するまでの間、落札代金をK C A A 京都に払い込み落札車輛の所有権をK C A A 京都より取得する事ができる。

第6条 落札車輛の自動車税

- ① 落札された車輛の自動車税は当該A A 開催月までは出品店の負担、翌月以降の分は落札店の負担とする。
- ② 落札された車輛が軽自動車の場合、A A 開催年度内の軽自動車税を出品店の負担とする。

但し年度末（3月）開催A A での軽自動車税の負担については落札店とする。

【代金決済5条②】の規定によりK C A A 京都が落札車輛の所有権を取得した場合でも落札店はその車

輛をK C A A 京都に引き渡すまでは前項による自動車税を負担する。

- ③ 自動車税の還付委任状は出品店の責任において取り扱う事とし、税務事務所への未提出による損害の発生についてK C A A 京都は一切関知しないものとする。

第7条 手数料

- ・出品店は出品料をK C A A 京都に支払う。
- ・出品店は出品車輛が成約になった場合、成約料をK C A A 京都に支払う。
- ・落札店は落札料をK C A A 京都に支払う。

前3項の手数料はいかんに関わらず返還されない。

出品料、成約料、落札料の金額は運用規定の定めとする。

第8条 K C A A 京都に対する債務の清算

K C A A 京都はK C A A 京都が長期債務と判断した会員に対し自動車税、預かり保証金等をその会員の債務に充当する事ができる。

第7章 クレーム

第1条 クレーム申し立て

- ① 出品申込書の虚偽記入、記入漏れ等、落札車輛の実態と出品にあたって出品店が行った申告に相違があった場合、落札店は本規定で定めるところに従ってK C A A 京都に対しクレームの申し立てをすることができる。
- ② 前項のクレーム申し立てができる期間は、クレームの種類ごとに運用規定で定める。
- ③ クレームの申し立ては【代金決済第5条②】によって車輛の所有権が誰に帰属していても落札会員が出品会員を相手としてなされるものとする。

第2条 クレーム裁定

- ① クレームの申し立てがあった時はK C A A 京都が裁定を行う。
- ② 前項の裁定の種類は次の通りとし、裁定の基準は運用規定で定める。
 1. 申し立て却下
 2. 売買契約の解除
 3. 落札代金の減額
 4. その他の処理
- ③ K C A A 京都は本規定により運用規定に反しない範囲で前項とは別の裁定の種類及び裁定の基準を定める事ができる。

第3条 出品店・落札店双方の意思に沿った裁定

K C A A 京都はクレーム申し立てが正当な場合でも出品店・落札店双方の意思が一致する時は【クレーム裁定第2条】とは別の裁定を下す事ができる。

第4条 クレーム裁定の尊重

- ① K C A A 京都でのクレームについてA A 参加会員は、前項【クレーム第2条②】前に訴訟提起をし得ないものとする。
- ② クレーム当事者は【クレーム裁定第2条②】による裁定が著しく不合理である場合を除き、当該クレーム事項に関して訴訟提起をし得ないものとする。

第8章 立替金

第1条 立替払い代金の清算

落札店が【代金決済第1条】の期間内に落札代金の決済をしない場合、K C A A 京都は【代金決済第3条】の立替払い代金を直ちに落札店に請求する。

K C A A 京都は決済遅延を理由として別に運用規定に定める制裁金を課す事ができる。

第2条 落札車輛の処分と清算

K C A A 京都は【代金決済第1条】によって所有権を取得した車輛を落札店から取り戻し、これを他に処分し、その代金を【代金決済第3条】の立替払い代金及び運用規定に定める制裁金に当てる事ができる。

前項は充当によっても不足が生じた時、K C A A 京都は残額を会員に請求する事ができる。

又、処分代金が【代金決済第3条】の立替払い代金及び運用規定に定める制裁金の合計額を上回る場合でもK C A A 京都にその差額を請求できない。

第9章 ペナルティー

第1条 ペナルティー制裁

- ① K C A A 京都は本規約、運用規定、又はK C A A 京都の定める催促に反したA A 参加者に対し【クレーム処理第2条】の裁定とは別にペナルティーを課す事ができる。
- ② ペナルティーの種類は下記の通りとする。
 1. 始末書の提出
 2. 戒告
 3. 期間又は回数を定めての入場停止
 4. 無期限の入場停止
 5. 制裁金の支払い
 6. 除名（会員登録の解除）
- ③ ペナルティー制裁の基準及び手続きに関しては、運用規定において別に定める。

第2条 ペナルティー裁定の尊重

A A 参加者はK C A A 京都が行うペナルティー裁定が著しく不合理である場合を除き当該ペナルティー裁定に関して訴訟提起等の異議申し立てをし得ないものとする。

第10章 紛争の処理

K C A A 京都は落札店と出品店とのクレーム処理の調整が見つからない場合、双方合意による申し立てに基づき仲裁の裁定を行うものとする。

この場合、当事者双方はK C A A 京都の仲裁裁定に無条件に従わなければならない。

第11章 合意管轄

本規約に関して会員とK C A A 京都の間に紛争が生じた場合は、当該紛争の管轄裁判所を京都地方裁判所とする事に当事者双方は合意するものとする。

第12章 規約の改定

K C A A 京都事務局が改訂を必要と認める時は、随時、任意に改訂し会場及び全会員に公示する。

第13章 附則

本規約は令和5年10月1日より施行する。